

令和 7 年度
教育委員会の点検・評価報告書
(令和 6 年度対象)

海南市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定により、令和 6 年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

海南市教育委員会

目 次

I はじめに

1. 趣旨 1

2. 教育委員会の点検・評価制度について 1

3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法 2

II 成果 点検・評価委員の意見及び今後の方針・目標

1. 学校図書館司書配置事業 6

2. 教育相談事業 7

3. 学校英語活動推進事業 8

4. 道徳教育推進事業 9

5. 防災教育推進事業 10

6. 教育 I C T 化推進事業 11

7. かいなん学校教育サポート事業 12

8. 子ども体力アップ推進事業 13

9. 就学援助事業 14

10. 学校給食運営事業 15

11. 学校適正配置推進事業（小学校） 16

12. 学校適正配置推進事業（中学校） 17

13. 学校施設長寿命化事業 18

14. 家庭教育支援事業 19

15. 下津地域公民館活動事業 20

16. 青少年センター事業	21
17. 文化財保護活用事業	22
18. 図書館運営事業（海南nobinos含む）	23
19. （仮称）体験学習施設建設事業	24
20. きのくに海南歩っとウオーク事業	25

III 資 料

海南市教育委員会の運営状況	28
関係法令(抜粋) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	33
海南市教育委員会点検・評価委員会条例	34

I はじめに

1. 趣 旨

平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（33 ページに掲載）の一部が改正され、平成 20 年度から教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

本報告書は、海南市教育委員会が効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進するため、令和 6 年度の海南市教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価委員の意見をもとに、評価を行った結果について報告するものです。

2. 教育委員会の点検・評価制度について

（1）制度の概要

ア. 平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、毎年、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検・評価を行うこととし、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが規定されています。

イ. どのような点検・評価を行うのか、具体的な点検・評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法等については、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて行うこととされています。

（2）学識経験者の知見の活用について

ア. 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けること等、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

イ. 教育に関し学識経験を有する者については、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人が想定されています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨によるものであり、必ずしも教育についての専門家でなければならないということではありません。

3. 海南市教育委員会の点検・評価の手法

「海南市教育委員会点検・評価委員会条例（34 ページに掲載）」に基づき、以下のとおり実施しました。

（1）目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

（2）実施方法

ア. 教育委員会事務局各課の令和6年度の主要な事務事業を抽出し、点検・評価シートを用いて妥当性・効率性・有効性について事務事業評価を行いました。

イ. 点検・評価委員にアの事務事業について、担当職員等が説明を行い、意見を頂きました。

ウ. 点検・評価委員の意見をもとに教育委員会が評価を行い、今後の方針・目標を決定しました。

（3）点検・評価の流れ

点検・評価を実施するにあたり、基礎となる事務事業評価を実施し、この評価結果を次の計画に反映しようとするもので、PDCAサイクル（Plan計画、Do執行、Check評価、Action見直し）を繰り返すことにより、継続的な事務改善を行っていきます。

（4）点検・評価の経過

年 月	会 議 等	内 容
令和7年6月	教育委員会6月定例会	点検・評価委員の委嘱 点検・評価対象事務事業の決定
令和7年7月	第1回点検・評価委員会	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
令和7年7月	第2回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見
令和7年8月	第3回点検・評価委員会	各事務事業に対する意見のまとめ
令和7年8月	教育委員会8月定例会	点検・評価報告書のまとめ
令和7年9月	点検・評価報告書を市議会に提出	

(5) 学識経験者の知見の活用について

ア. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を設置しました。

イ. 委員は、5人で組織し、令和7年7月9日に教育委員会が委嘱しました。委員の任期は、委嘱した日から教育委員会に報告書が提出される時までです。

ウ. 点検・評価委員会は、3回開催しました。

点検・評価委員会の開催状況

	実 施 日	内 容
第1回	令和7年7月23日(水)	各事務事業の説明 各事務事業に対する質問・意見
第2回	令和7年7月31日(木)	各事務事業に対する意見
第3回	令和7年8月7日(木)	各事務事業に対する意見のまとめ

点検・評価委員

氏 名	主 な 役 職
矢 野 勝	和歌山大学教育学部 教授
面 家 恭 子	元小学校校長
向 山 亜沙美	巽幼稚園育友会会長
青 谷 まゆみ	海南市社会教育委員
小 西 康 喜	海南市スポーツ推進委員会 副委員長 青少年補導委員協議会 副会長

(6) 市民への公表

本報告書は、海南市ホームページ等により公表します。

Ⅱ 成果 点検・評価委員の意見 及び今後の方針・目標

1. 学校図書館司書配置事業

【事業目的】

学校図書館（室）は、子供の読書活動推進を目的とした利活用に加え、各教科等の授業において調べ学習等に活用されるなど、子供の言語活動や探求活動といった学びを効果的に進める場となる必要がある。このことから学校図書館（室）に係る専門的な知識・技能を備えた学校図書館司書を配置し、その運営・管理及び教育活動の支援等を行い読書活動の推進を図る。

【事業内容】

学校図書館司書が、各小中学校（全 19 校）をそれぞれ 1 週間に 1 日巡回し、図書の収集・整理・管理等を行うとともに、子供が学校図書館（室）を利活用する上で、子供達が本に興味をもち、より多くの本を手に取り読書活動を推進できるよう、読み聞かせやおすすめ本の紹介、本の配架の工夫、下津図書館等、公立図書館からの団体貸出サービスなどの取組を実施する。

【令和 6 年度の成果】

令和 6 年度は、学校図書館司書を 5 名任用し、学校図書の貸出・返却業務や蔵書本のデータベース、レファレンスサービスや図書情報の提供に加え、子供の作品づくりや資料制作といった学習活動の支援においても大きな役割を担い、子供の学校図書館（室）の利活用を推進した。また、学校と図書ボランティアとの連携及び学校図書館司書が協働し、各学校の学校図書館（室）に本を配架する際、子供達がたくさん手に取ることができるよう図書のローテーションも実施した。第 3 次海南市総合計画の指標「海南市読書アンケート調査」の「読書が好きな市内児童・生徒の割合」について、令和 6 年度は 79%であったため、学校図書館司書と連携しながら、子供達の読書率の向上のため読書活動を継続して推進している。さらに、海南 nobinos や下津図書館とも連携し、団体貸出の取りまとめ役となり、各校の実態や教職員及び児童生徒の希望に応じた図書の提供に努めた。

【目標設定年度（令和 2 年度）81.1%、令和 6 年度目標値 85.0%】

【点検・評価委員の意見】

読書離れが進む中ではあるが、読み聞かせや図書のローテーションなどの工夫を重ね、学校図書館司書と図書担当、図書ボランティアが連携を密にしながら、子供達が本に親しむ機会を積極的に創出されたい。併せて、下津図書館や海南 nobinos の活用、家庭への啓発にも取り組まれない。

【今後の方針・目標】

令和 7 年度は、第 4 次海南市総合計画の指標「海南市読書アンケート調査」の「読書が好きな市内児童・生徒の割合」について、令和 6 年度までの目標値である 85%を達成できるよう、下津図書館や海南 nobinos の活用や学校図書館司書と連携しながら、子供達の読書率の向上のため、図書のローテーション、各校でのイベントの実施等、読書活動を継続して推進していく。

2. 教育相談事業

【事業目的】

市内公立幼稚園・小学校・中学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者に対し、悩みの相談や不登校傾向にある児童生徒の社会性の向上を目的とする。

【事業内容】

教育支援センター

心理的、情緒的な要因等による不登校児童生徒への対応として、情緒の安定、基本的生活習慣の自立に向けた相談、基礎学力の補充、学習指導、集団活動の参加に向けた指導等を通して、学校生活への復帰を支援する。

教育相談所

学校、家庭、社会生活等において不安や悩みをもつ児童生徒や、その保護者に対して相談や助言などを行う。また、児童生徒及びその保護者等が学校外で相談できる場も重要であることから、児童生徒に「相談カード」を配付するなど、教育相談所の内容や実施場所について周知を徹底する。

【令和6年度の成果】

令和6年度は、25名の児童生徒が教育支援センターに在籍し、その内、中学校3年生4名全員が高等学校進学を果たした。また、中央公民館と教育委員会に相談場所を開設し、電話や来所による相談に応じるとともに、通室する児童生徒が在籍する学校の教員及び県から派遣されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員、訪問支援員等と連携し教育委員会独自で課外学習支援員も配置している。センター以外の活動として、旧塩津小学校を活用し、調理実習や野外活動、体育館での運動を取り入れ、小集団生活を通して社会性を育み、対人関係能力を高めることができた。さらに、通室生と課外学習支援員が在籍校へ行く機会を設定し、学校内での活動も充実させた。その他には、ICTを活用するためモバイルルーターを配置し、ICT環境の整備を行った。加えて、在籍する児童生徒に対しタブレットを用いた学習支援を図った。

【点検・評価委員の意見】

不登校の対応について、不登校児童生徒は年々増加してきている。95名の不登校児童生徒がいるなかで、教育支援センターへの入室は25名に留まっている現状から、教育支援センターに繋ぐ取組を含む一人一人に寄り添った丁寧な対応に努められたい。

また、完全不登校児童生徒もいるなか、当該保護者が苦慮しているケースもあり、児童生徒だけでなく保護者にも寄り添った支援に努められたい。

【今後の方針・目標】

不登校の未然防止や対応については、すべての教職員が不登校について理解し、組織的に対応することが重要である。教育支援センターに繋がっていない不登校児童生徒が多い現状から、管理職や担任に加え、県派遣のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問支援員、不登校児童生徒支援員等との連携を図り、多角的・多面的に支援を行う。

また引き続き、保護者が教育支援センターの活動を参観・協働する機会の設定について、充実に努める。

3. 学校英語活動推進事業

【事業目的】

子供のコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するとともに、外国語（英語）に触れたり外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることで国際理解に関する学習を進め、子供の国際感覚を養う。

【事業内容】

幼稚園では、ALTを幼稚園へ派遣し、英語による絵本の読み聞かせや歌、ジェスチャーゲームなどを中心に、英語に親しみALTとふれあう機会を設けている。

小学校では、市単独で小学校英語活動推進事業を行うとともに、外国人講師に加え、英語が堪能な日本人講師（JTE）を派遣している。さらに、中学校英語科担当教員が小学校教員とのティーム・ティーチング（TT）による指導を行っている。

中学校では、本市が雇用するALTと英語科担当教員とのTT指導により、外国語を通じて、生徒のコミュニケーション能力を向上させ、国際理解を深め、国際感覚を養う有効な手だてとなっている。また、ネイティブの発音に触れることで、臨場感のある授業を展開している。

【令和6年度の成果】

県より配置される英語専科教員3名に加え、業務委託によるALTの派遣やJTEの任用等、事業の充実を図った。

また、本市が雇用するALT3名を活用し、外国の文化に触れながら英語に親しむことの出来るプログラムを体験できる「サンシャイン・カルチャー・フェス」を開催するなど、充実した英語活動のための取組を行った。

加えて、県教育委員会が実施していた中学校3年生を対象とした英検受験事業は廃止となったが、継続して実施されている英検ESG（小学校英語教育の学習到達度の確認を行うプログラム）、英検IBA（中学生を対象とした英語力測定テスト）受験に関する事業を紹介し、申込みは任意となっている中、本市においてはすべての小中学校が受験するなど、児童生徒の英語力の向上に向け、積極的に英語教育に取り組んだ。

【点検・評価委員の意見】

英検の取得状況や英検IBAの結果等、児童生徒にどれだけの英語力が身に付いているのかを客観的に把握することで本事業での取組に関する評価を行うとともに、ALT・JTEを活用しながら、引き続き英語力の向上に向けて努められたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒の英語力を客観的に把握する指標として、英検受験を広く呼びかけるとともに、英検ESG、英検IBAや全国学力・学習状況調査等、各種調査結果を基に本市における英語教育の成果を検証していく。

また、本市が雇用するALT及び派遣委託によるALT、JTEの適切な配置を行い、英語専科教諭及び英語科担当教諭と連携した取組を実施し、英語学習の一層の充実を図る。

さらに、教育研究所で指定した小学校外国語活動・外国語から中学校英語科への接続に関する研究の成果を、小中学校で共有し、英語力の向上に努める。

4. 道徳教育推進事業

【事業目的】

幼稚園、小中学校、それぞれにおいて、保護者や地域と積極的に連携しながら、子供の発達の段階に応じた道徳教育の推進を図る。

【事業内容】

学校教育では、人間として調和のとれた育成を目指して、子供達の発達の段階に応じた道徳教育を展開することが求められる。

幼稚園では、これまでも道徳性の芽生えを培う具体的な計画の作成とそれに基づいた実践的研究及び検証を進め、園教育の在り方について全園で取り組んでいる。

小中学校では、「特別の教科 道徳」（道徳科）の授業の充実のため、教職員の指導力向上の観点から、平成 24 年度から開催している“Manabi Up 研修講座”を継続して実施している。また、道徳科を要として、発達の段階に応じてボランティア活動や職場体験活動、宿泊体験活動や自然体験活動などの豊かな体験活動を充実させるとともに、保護者や地域との連携を積極的に図りながら道徳教育に取り組んでいる。

【令和 6 年度の成果】

各学校において委員会活動でのあいさつ運動や地域の方に参加していただく行事を開催したり、保護者に道徳科の授業を積極的に公開するとともに、授業で使用了資料を家庭に持ち帰らせ、学級通信で道徳授業の内容を伝えること等、学校教育と地域、家庭が連携して道徳教育の推進を図った。

令和 6 年度も“Manabi Up 研修講座”を全 3 回にわたり開催し、参加者は 56 名であった。研修をオンラインで開催したり、講義や授業実践を録画して各学校で視聴することができるようにするなど、実施方法を工夫することにより、申込者だけでなく、いくつかの学校では校内研修として活用できた。また、事前に設定した教材で各学校において指導案を検討・作成し、その指導案を招聘した講師に講評していただき、その後、実際に授業を行う機会を持つことで、より実践的な指導力向上につながる研修とした。

【点検・評価委員の意見】

道徳は、学校教育全体だけで身に付くものではなく、地域や家庭とのつながりの中で身に付いていくものであるため、家庭への働きかけやあいさつ運動、職場体験といった地域との活動を行う等、連携を図った道徳教育の推進が望ましいので、さらに継続した取組に努められたい。

また、教職員の道徳の授業における指導力の向上には継続した研修が必要であることから、今後も多くの教員が参加できるよう実施方法等を工夫するとともに、研修内容については各学校で共有し、教育実践がさらに深まるよう努められたい。

【今後の方針・目標】

学校では、道徳科の授業を要として、人権教育等と関連をはかりながら学校教育全体で道徳教育に取り組むとともに、道徳教育の学びを生活場面に広げていけるよう、地域とのつながりをもつ機会を設け、様々な体験ができる場を確保し、学びを活かした取組の充実を図る。

また引き続き、教員の指導力向上のため、継続的・計画的に研修を実施することに加え、研修方法を工夫することにより、より一層教育実践に反映できるよう、小中学校で共有を行うなど、研修内容の充実を図る。

5. 防災教育推進事業

【事業目的】

各教科等を通じた防災学習と実践的な防災訓練を継続的に実施し、本市で学ぶ子供達の命を災害から守りきるとともに、子供一人一人が災害について理解を深め、適切な危険回避能力（子供自らが命を守ることができる力）を身に付けさせる。

【事業内容】

避難計画の見直し、避難訓練

特に沿岸部の学校（園）は、これまで危機管理課及び教育委員会と三者合同で校区を実地検証し、避難先の立地条件などを確認しながら、避難マニュアルの見直しを定期的に行うとともに、最も適した避難経路・避難場所を選定し、年間3回以上の避難訓練を行う。

防災研修

教職員が各種研修会に参加することにより防災に関する知識や意識の向上を図るとともに、各校で作成した防災計画に即した訓練等の実施により、児童生徒の防災意識の高揚に努める。

防災教育の手引の作成・活用

各学校（園）にあっては、本市が作成した「海南市防災教育の手引き 1～3」などを活用し、各教科等を通じて防災学習を進める。

ジュニア防災検定の実施

防災と減災に関心を持ち、防災意識を高め、自ら考え判断・行動できる子供の育成を目指し、令和5年度からは、小学校3年生から6年生に加え、中学生も対象とした「ジュニア防災検定」を実施している。

【令和6年度の成果】

令和5年6月豪雨災害を教訓にし、各学校では、気象警報時の対応を継続的に見直し、気象警報が発表されると危険が想定されるため、早急に下校するように改訂した。全国では、様々な自然災害が数多く発生していることから、各学校（園）では、「海南市防災教育の手引き」等を十分活用し、災害安全に関する教職員の意識向上に努めた。また、児童生徒の自然災害への理解と適切な危険回避能力の獲得のため、定期的・継続的に避難訓練を実施した。加えて、各学校で避難確保計画を確認するとともに、避難場所等の検討も行った。なお、「ジュニア防災検定」は、令和6年度は9名が受検した（内、中学生1名）。

【点検・評価委員の意見】

先日、津波警報が発表され、各学校において高台等への避難が実施された。避難場所に長時間留まることも想定されることから、トイレの数や安全面等の点検に再度努められたい。

また、沿岸部地域と山間部地域との津波に対する危機感の違いがあり、いつどこで起こるか分からないという意識を持ち、どこに居ても対応できるように、日頃から防災教育の充実を努められたい。

さらに、「ジュニア防災検定」について、受検者数が年々減少している傾向もあり、増加する手立てを再度努められたい。

【今後の方針・目標】

児童生徒が、いつどこで災害が起きても対応できる意識を日頃から持ち、「自助」「共助」の力を高める知識と技能を身に付けるため、実効性のある避難訓練の実施、ジュニア防災検定の周知や受検校を指定する等、防災教育の一層の充実を図る。

6. 教育ICT化推進事業

【事業目的】

学校教育において、児童生徒が正しい情報リテラシーを身に付け、ICT機器を活用することで思考力、表現力等の向上を目指すとともに、学習指導要領において学力の基礎基盤となる情報活用能力の育成を目指す。

また、ICT機器やクラウド環境を有効活用することで職員の校務における負担軽減を目指す。

【事業内容】

リーディングDX指定校事業

本市（亀川小学校、亀川中学校）が文部科学省からの指定を受け、教職員や市担当者が先進地域の視察に行き、その内容を校内で共有するだけではなく、市立小中学校の担当者向けに報告を行った。また、各校で年間3回ずつの公開学習会を実施し、市内の教職員の学ぶ機会をつくった。

1人1台タブレットPCの更新（～令和8年）

令和2年度に整備した端末は使用開始から4年以上が過ぎ、無償修理（3年間）の期限が切れた令和6年度の小学1年生分（324台【予備機を含む】）のタブレットPCの購入を行った。【令和7年度、8年度に、約1400台ずつの購入を予定。】

【令和6年度の成果】

令和6年度に実施した全国学力・学習状況調査の学校質問紙のICT機器の活用に関する項目において、児童生徒質問紙調査では、「タブレットPCを週に3回以上使用した」という回答が小学校では75.2%（全国比+15.7%）、中学校では75.9%（全国比+11.5%）という結果になり、活用頻度は高水準である。また、本市が行なったタイピングスキル調査では、小学校、中学校ともに平均で1分間に150文字以上という結果になった。このことから、児童生徒は機器の操作にも十分に慣れてきていることが分かる。

学校での使用頻度が高まり、児童生徒が機器の操作に慣れてきた中で、令和6年度リーディングDX指定校事業の指定を受け、先進地域を訪問したり、研修等に参加したことで、教職員の意識は、主体的・対話的で深い学びの実現のためのICT活用に向け、意識をより高めることにつながった。

授業だけではなく校務においても先進校の優れた事例を取り入れ、DXを進めるために、クラウド環境を有効に活用し、職員間でデータを共有したり、会議資料を電子化する学校が増えてきた。また、生成AIを活用することで校務の効率化を目指そうとする取組も始まってきた。

1人1台タブレットPCの更新については、令和6年度から8年度で実施する。3か年に分けることで事務的な負担は増えるが、使用できる端末はできるだけ長く使用できるという利点がある。

【点検・評価委員の意見】

タブレット等ICT機器の活用が進み、子供達の操作スキルや知識がついてくるとともに、トラブル等の増加が懸念されることから、子供達はもちろんのこと家庭を巻き込んだの情報モラル教育の充実に努められたい。これからの時代を生きる子供達にとってICT機器を使いこなせることは必須であるが、学校教育においては実際に話したり、書いたり、体験するなどの活動も重要視されたい。

校務においては、現在、進められている会議のペーパーレス化やクラウドの活用をより推進することで教職員の業務改善に努められたい。また、校務や授業における先進事例を共有できるような取組を進められたい。

【今後の方針・目標】

今後も児童生徒、教職員が安心・安全にICT機器を活用できるよう、機器の更新を計画的に進めていくとともに、青少年センターとも連携し、児童生徒とその保護者に向けた情報モラル教育を進めていく。

ICT機器を活用したデジタル学習とこれまで取り組んできたアナログ学習を組み合わせ、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できる効果的な取組事例について研究を進めていく。また、校務DXに向けても、研究を進めていく。

7. かいなん学校教育サポート事業

【事業目的】

子供や学校を取り巻く状況が多様化・複雑化する中、特別支援教育の充実や小学校低学年における多人数学級への支援、不登校児童生徒への対応等、児童生徒一人一人に応じた支援の必要性が一層高まっている。学校と緊密に連携し、各学校の実状や児童生徒個々の実態をきめ細かく把握するとともに効果的な取組等を更に研究することで、児童生徒個々のより良い成長に加え、集団全体の質的な向上に努め、学校生活の充実を図る。

【事業内容】

本事業は、本市が独自に展開する教育施策として平成 18 年度から実施しており、発達障害など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や生徒指導上の課題への適切な対応、個々の学習指導の充実など、近年多様化する教育課題について、児童生徒一人一人にきめ細かく対応し、適切な指導を行うことで学校教育の充実及び安定を図るため、市が独自に会計年度任用職員を配置している。

【令和 6 年度の成果】

令和 6 年度においては、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒への対応や特別支援学級への支援等として 12 名、保健対応のために 1 名、計 13 名の会計年度任用職員を配置した。

本事業の実施により、児童生徒一人一人への丁寧な関わりとともに、配慮を要する児童生徒に対してもきめ細かな対応が可能となり、個々の教育効果だけでなく、落ち着いた学級集団の形成や学習環境を維持することにより、安定した学校運営に寄与している。

【点検・評価委員の意見】

各学校において個別の支援を要する児童生徒は増加かつ多様化しており、かいなん学校教育サポートに対する需要はますます高まっている。

今後も各学校からの要望に対して適切な人事配置に努められたい。

【今後の方針・目標】

支援を必要とする児童生徒の増加かつ多様化・複雑化するニーズに適切に対応し、きめ細かい支援を行っていく必要がある。引き続き、専門的な知識を備えた会計年度任用職員の確保に努めるとともに、各学校の要望に応じた適切な人事配置を継続して行うことで、学校教育のさらなる充実及び安定を図る。

8. 子ども体力アップ推進事業

【事業目的】

子供達の体力の向上を図るため、幼稚園、小学校、中学校の発達の段階に応じて、子供達の運動への関心や意欲を高めるとともに、体力の現状分析に基づき、学校での指導方法の改善を行う。また、保護者に対して体力づくりの重要性を啓発する。

【事業内容】

幼稚園及び子ども園の園児とその保護者を対象に体力アップ親子セミナーを開催し、親子でできる簡単な体操の紹介などを行った。また、パンフレットを作成して配付し、保護者の意識を高められるよう取り組んでいる。

小学校では、令和2年度から4年度の3か年、内海小学校を「体力向上研究指定校」に指定し、体育科の授業改善の他、グループ活動やICTを活用し、子供達同士の関わり合いの中で互いに技能を高め合う取組を行っている。令和5年度からは、小学校体育連盟を指定し、授業モデルとなる取組の研究を進めている。

中学校では、「体力・運動能力テスト」のデータ分析を行い、個々の体力の現状とともに各校・市全体の傾向を知り、体力向上に向けた取組を進めている。

【令和6年度の成果】

体力アップ親子セミナーを各幼稚園5園及び各こども園2園（内海幼稚園と大野幼稚園は合同開催）にて計6回開催した。参加者は、園児及び保護者で220家庭ほどであり、対象となる家庭の参加者のほとんどに参加していただいた。セミナーでは日頃から幼児の体操指導を行っている講師を招聘し、親子で楽しめる体操運動を紹介した。実施後の保護者アンケートでは、「親子で楽しめました。」「家でも親子で体操をします。」等、肯定的なご意見をいただいた。

小学校では、「体力向上研究指定校」に小学校体育連盟を指定し、研究の成果を各小学校に普及・啓発するための研究会を開催し、そこでは、研究授業及び研究協議を行い、体力向上につながる取組の共有を図った。

中学校では、1学期に体力・運動能力テストを行い、生徒個々の体力の状況や学校全体の傾向を把握したうえで、体育科の授業において課題克服のための取組を進めた。また、「体力・運動能力テスト」の結果については、各小中学校で個人カードを作成し、児童生徒個々に自分の体力・運動能力の状況を意識付けするとともに、保護者にもお知らせした。

【点検・評価委員の意見】

各学校・園において運動への親しみを持たせるとともに研究授業及び研究協議や体力・運動能力テストの個々の体力の分析を行うことで体育の授業の中に体力アップや健康教育の充実に向けた取組を取り入れられたい。併せて家庭での運動習慣の改善について保護者への啓発を行う等、体力向上につながる継続した取組に努められたい。

【今後の方針・目標】

体力・運動能力の向上に向けて、幼児児童生徒自身が体力向上の必要性を意識し、自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身に付けるため、体育科の授業改善はもとより、継続的に運動する機会を充実させる。そのため、幼稚園においては、セミナーも含めて専門的な指導を行える外部講師等を活用すること、小学校においては、各学校が体力向上研究指定校の取組を参考にしながら体力・運動能力の向上に一層努めること、中学校においては、体力・運動能力テストのデータを分析・活用し、学校、学年、生徒個々の体力の現状や傾向をよりきめ細かく把握するとともに課題となる内容について重点的に取り組むことなど、継続した取組を行っていく。

9. 就学援助事業

【事業目的】

学校教育法第 19 条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」との規定に基づき、必要な経済的支援を行う。

【事業内容】

学校教育法第 19 条に規定する必要な援助として、海南市児童生徒就学援助実施要綱に基づき、生活保護法に規定する「要保護者」及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる「準要保護者」に対し、給食費や学用品費など就学上必要な経費の一部を支給する。

要保護者については社会福祉課との連携により対象者を把握する。準要保護者については、保護者からの申請及び学校での状況把握の上で認定を行うが、その他保護者との面談や関係課との連携などにより状況把握に努める。

また、すべての保護者に対し確実に本制度の周知を図るため、入学説明会での説明、4 月にはプリントの配布、市ホームページや市報への掲載、また、担任による個別面談や家庭訪問時、市関係課での窓口相談等を通じて制度の紹介を行うなど、あらゆる機会を通じて本事業の周知に努める。

【令和 6 年度の成果】

給食費や学用品費の定例的な経費への援助に加えて、小学校への入学、中学校への進学時に臨時的に必要な経費として児童生徒 84 人分 5,113,800 円や、修学旅行や宿泊キャンプなどの学年に応じ特別に必要な経費として児童生徒 125 人分 3,672,684 円の援助を行った。また、高等学校等へ進学する中学 3 年生の生徒の保護者に対して、高等学校入学準備費を設けており、令和 6 年度では 45 人に対して 1,575,000 円の入学準備費の支給を行った。

なお、令和 6 年度の対象のべ人数は、小学校 264 人（援助率 14.0%）、中学校 147 人（援助率 16.1%）であった。本事業の実施により、経済的理由によって就学困難な世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。

事業の周知に関しては、昨年度に引き続き、入学説明会での説明や、全児童生徒の保護者に対するプリント配布、市関係課からの案内など、支援を必要とする保護者に支援を届けられるよう努めた。

【点検・評価委員の意見】

就学援助制度を知らず、支援を受けられないことがないように周知を徹底するとともに、支援を受けたくても学校に相談しにくいなどの理由で躊躇することが無いよう、丁寧な対応をされたい。

【今後の方針・目標】

引き続き保護者や学校現場への周知を徹底し、制度を知らずに支援を受けられない状況が発生しないよう努めるとともに、保護者の目線に立った申請方法について柔軟に対応する。

10. 学校給食運営事業

【事業目的】

学校給食法第4条の規定に基づき、市内小中学校及び幼稚園の園児児童生徒における心身の健全な発達や食に対する正しい理解と適切な判断力を養うために、学校給食を実施する。

【事業内容】

給食会計・給食運営に係る事務

食材等に係る経費を学校給食費として保護者等より徴収していたが、令和6年10月以降は全て公費により運営を実施。（1食あたり小学校：300円、中学校：350円、幼稚園：280円【令和7年4月改定】）

県学校給食費無償化補助事業に対する対応

学校給食費を無償化する市町村に対して、令和6年10月から市町村が無償化を実施するための経費の一部を県が補助する制度を新設し、本市においても県が実施する補助を活用しながら市立小中学校で提供する学校給食費の無償化を実施した。

物価高騰に対する対応

新型コロナウイルスの流行や世界情勢の不安定化などにより食材価格等の高騰が始まり、その後も猛暑や豪雨など気候の不安定化、輸送コストや人件費の増大、さらには急激な円安の進行など物価高騰が継続し、中でも主要食材である米の価格が高騰するなど厳しい経済状況下において、保護者の負担を増加させることなく令和5年度に引き続き、令和6年度でも1食あたり20円を公費により負担するとともに、10月以降の県学校給食費無償化制度の開始に伴い、全額公費負担による給食の提供を行った。また、令和7年4月には適切な給食提供を継続するため、学校給食費として1食30円の増額改定を実施した。

【令和6年度の成果】

栄養摂取基準に基づいた献立を作成するとともに、県内及び国内産を中心とした安心・安全な給食の提供について概ね実施することができた。給食の残食量を減少させるため、全児童生徒を対象にアンケートを実施し、人気のある献立を把握するとともに、リクエスト給食の提供を行った。また、県学校給食費無償化補助事業を活用することで、厳しい経済状況下においても、保護者の負担なく栄養バランスがとれた安心・安全な給食を提供できた。

年度	安心安全の食材・地産地消の推進
令和6年度	食材産地・・・県内産品 31.5% 国内産品 58.7% 海外産品 9.8% (令和6年6月、11月第3週の実績(県調査)による)

【点検・評価委員の意見】

給食費無償化は、子育て世帯にとって有益な事業なので今後も継続されたい。昨今はアレルギーの種類が多数あるので事故が起きないように、聞き取り等によるアレルギーの把握を徹底し、安心・安全な給食提供に努められたい。

【今後の方針・目標】

国・県の動向も踏まえ、引き続き給食費無償化事業の継続に取り組むとともに、安心・安全な給食提供を実施するため、学校現場とも連携し、引き続き慎重にアレルギーを保有する園児児童生徒の把握を行う。

11. 学校適正配置推進事業(小学校)

【事業目的】

少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供達が「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

【事業内容】

市内小学校のうち小規模化が進んでいる学校において、教職員・PTA等の学校関係者や地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

【令和6年度の成果】

「海南市学校規模適正化基本方針」に基づき三野上地域の小学校3校（南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校）の適正配置に取り組んでいる。

令和6年度は、南野上小学校と中野上小学校を令和8年度に統合し、北野上小学校については保護者等関係者と統合時期を調整するという「南野上小学校、北野上小学校、中野上小学校統合実施計画」の説明会を、未就学児を含む保護者や地域関係者等を対象に各小学校にて行った。

また、各小学校保護者代表、各小学校長・教頭、各小学校区地域代表者で構成する「南野上小学校・北野上小学校・中野上小学校統合推進検討会」を設置し、児童に活力ある学習環境を提供できるよう、新しい小学校づくりを推進し、統合に向けた所要の準備を進める検討会を3回行った。

統合推進検討会では、統合校の学校名称を公募し、検討を行った結果「東海南小学校」を候補とすることや、校歌の作詞を及川 眠子氏に、作曲を川村 結花氏に依頼することを決定した。また、徒歩で通学する児童や学校間でのスクールバスの運行について検討を行った。

北野上小学校の統合時期の調整については、北野上小学校区未就学児保護者及び北野上小学校保護者を対象に統合時期に関するアンケート調査や、意見聴取会を実施し、統合について前向きな意見をいただいた。

【点検・評価委員の意見】

統合による児童の登下校については、統合推進検討会で通学路の検討や青少年センター等への見守りの協力を依頼し、安全な登下校に十分配慮されたい。また、北野上小学校の統合時期については、引き続き保護者等関係者への丁寧な説明を行い、意見を聞きながら調整されたい。

南野上小学校の跡地活用については、避難場所等の地域に必要な利用方法を実施していただくとともに、天然芝のグラウンドの維持管理及び利用方法も検討されたい。

【今後の方針・目標】

南野上小学校区の児童の登下校については、青少年センターや地域関係者等による見守りを依頼するとともに、安全な通学路を設定できるよう、統合推進検討会にて検討を行う。

また、北野上小学校の統合時期については、なるべく多くの方から理解を得たうえで統合できるよう、交流学習の周知や説明会等を実施し、統合への機運醸成に努める。

南野上小学校の跡地活用については、市関係部局と連携し、地域の避難場所としての機能を残すとともに、天然芝のグラウンドの有効な維持管理及び利用方法の検討を行う。

12. 学校適正配置推進事業(中学校)

【事業目的】

少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、将来にわたって教育水準の維持・向上を図り、本市の子供達が「生きる力」を育むことができ、活力ある教育環境の充実・確保を図るため、地域の実情に応じた学校規模の適正化及び適正配置を推進する。

【事業内容】

市内中学校のうち小規模化が進んでいる学校において、教職員・PTA等の学校関係者や地域住民と協議を行い、適正な学校規模及び適正配置について検討を行う。

【令和6年度の成果】

令和6年度は、下津第一中学校及び下津第二中学校の令和9年4月の統合に向けて、学校、保護者及び地域が一体となり円滑な新しい中学校づくりを推進し、所要の準備を行う統合推進検討会について、全体会を2回、各中学校区部会を各1回開催した。

統合推進検討会では、校章について、下津第一中学校・下津第二中学校美術部の生徒による合同作成を依頼することを決定した。校章を作成するにあたり、校章作成ワークショップを全2回開催し、アイスブレイク等をとおして生徒の交流を行い、グループワークで意見を出し合ってアイデアを反映させ、数点の校章（案）を作成いただいた。今後、下津町内の小学4年生から6年生及び下津第一中学校と下津第二中学校の1年生から3年生による投票を行い、その意見を参考に検討会にて候補を絞り、教育委員会会議にて決定することとし、校歌については、作詞を及川 眠子氏に、作曲を川村 結花氏に依頼することを決定した。

また、統合後に必要な学校用地を一部取得するとともに旧海南下津高等学校の校舎の除却と新校舎の建設に向けた設計業務、地質調査などを行った。

【点検・評価委員の意見】

自転車で通学する生徒もいるため、保護者等関係者の意見も聞きながら、安全な通学路の設定について検討されたい。

また、下津第一中学校と下津第二中学校の跡地活用については、地域の振興につながるよう検討されたい。

【今後の方針・目標】

登下校については、自転車で通学する生徒が増えることも考慮し、安全な通学路を設定できるよう、保護者の意見を重視しながら、統合推進検討会にて検討を行う。

また、下津第一中学校と下津第二中学校の跡地活用については、市全体で魅力ある活用方法について検討を行う。

13. 学校施設長寿命化事業

【事業目的】

学校施設の老朽化が進むなか、施設の長寿命化を行うことにより、学校施設に求められる機能・性能を確保するとともに、施設の省エネ化や維持管理費用の縮減及び予算の平準化を図る。

【事業内容】

施設の長寿命化とは、外壁や内装、照明の LED 化、水道・ガスの更新等の建築物の全面改修のことであり、令和 2 年度に策定した長寿命化計画により計画的に長寿命化改修等を実施していく。

また、長寿命化の実施予定年度がしばらく先となっている校舎等については、照明の LED 化のみを先に実施する。

【令和 6 年度の成果】

長寿命化については、巽小学校の屋内運動場について実施した。長寿命化の改修内容としては、屋根や外壁の塗装、アリーナ床研磨、照明 LED 化、窓ガラスの二重サッシ化、内壁へのクッションマット貼付等である。

LED 化については、内海小学校 屋内運動場・普通教室棟・ランチルーム、下津小学校 全棟、第三中学校 屋内運動場・普通教室棟、巽中学校 屋内運動場・普通特別教室棟、下津幼稚園について実施した。

また、令和 7 年度以降の長寿命化及び LED 化のための設計業務を実施した。設計対象として、長寿命化は中野上小学校 屋内運動場であり、LED 化は黒江小学校 管理普通特別教室棟・特別教室棟・給食室、亀川小学校 管理普通特別教室棟・普通教室棟・ランチルーム、加茂川小学校 管理普通教室棟・特別教室棟・給食室である。

【点検・評価委員の意見】

学校施設の老朽化が進んでいることから今後も学校施設の長寿命化・LED 化を計画的に実施されたい。特にトイレの洋式化について重点的に整備されたい。

【今後の方針・目標】

学校施設の長寿命化・LED 化を進めることにより、既存照明器具に比べて 50%から 70%程度の消費電力の抑制を目指す。

また、長寿命化の際には窓ガラスの二重サッシ化等を実施することにより、省エネの推進も目指す。

学校トイレの洋式化については、第 1 期工事において、洋式化率 60%程度を目指す。

14. 家庭教育支援事業

【事業目的】

保護者が家庭において自信と安心感をもって子供の教育ができ、子育て中のストレスや孤独感を解消できるよう、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供する。

【事業内容】

親子で一緒に手遊びや外遊びを楽しむための「子育てひろば」、子育て中のストレスや孤独感を解消するための「ほっとカフェ」、子供の体力向上、親子間のコミュニケーションを向上するための「親子ヨガ教室」、子育て中の親の学びのための「子育て講座」を開催し、子育て中の親子等の交流機会や学びの場を提供している。

【令和6年度の成果】

- ①子育てひろば（開催場所：公民館等9か所）
 - ・工作遊びに加え、水遊びなどの季節遊び等を実施
 - ・消防署、幼稚園・子ども園の見学、県立自然博物館バックヤードツアーを実施
- ②ほっとカフェ（開催場所：公民館等7か所）
 - ・リトミックやクラフト体験など、特色のある事業を実施
 - ・R5.11月からは開催方法を工夫して実施（月7か所→3か所…東部・西部・南部）
- ③親子ヨガ教室（開催場所：市内2か所）
 - ・親子で運動遊びの要素を盛り込んだヨガ教室を実施
- ④子育て講座（開催場所：公民館等）
 - ・親子で運動遊び、「Let's 名前のおけいこ」等の保護者の学習、支援員研修等を開催
 - ・父親の参加につなげることができるよう、休日の午前中に親子で運動遊びを開催

事業内容	R6 実績値				合計
	子育てひろば	ほっとカフェ	親子ヨガ	子育て講座	
実施回数	99	35	18	38	190
参加人数	1,470	502	178	947	3,097

【点検・評価委員の意見】

本事業は、子育て中のストレスや不安感・孤独感の解消など、子育て世代にとって大変意義のある事業であることから、就学前の保護者だけでなく、より多くの親子に参加してもらえるよう、参加者アンケートの工夫や広報活動等、事業のさらなる充実に努められたい。

【今後の方針・目標】

本事業への参加者アンケートの工夫により、就学前の保護者だけでなく、より多くの親子に参加してもらえるよう、参加可能な日程や希望する学習内容等を把握するとともに、本事業の周知・広報等を一層充実・強化させることにより、多くの参加を促し、家庭教育に関する知識の普及・啓発を図る（参加人数の目標：年間3,200人）。

15. 下津地域公民館活動事業

【事業目的】

地区公民館としての活動が行われていなかった下津地域で公民館活動を展開し、多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供を通して地域住民のコミュニティ形成を図り、地域の活性化や豊かで住みよいまちづくりを目指す。

【事業内容】

地域の方々と公民館活動について協議し、健康に関するものや実用的な講座など、これまで立ち上がった講座等を継続するとともに、新たな講座等を開催している。

仁義地区では、農繁期を除いた時期を中心に教室を開催し、地域の方が継続して公民館活動に取り組むことができる環境づくりに努めている。

加茂地区・下津地区では、人気のある講座や教室を開催するとともに、利用者からの要望等を踏まえ、新たな講座等を開催することで公民館活動の促進に努めている。

下津防災コミュニティセンターでは、「サテライト型」による公民館活動を実施し、人気講座や新規教室を開催するとともに、下津地域の生きがい教室を開催するなど、下津地域全体の公民館活動の拠点として取組を行っている。

【令和6年度の成果】

令和6年度は、仁義地区では「ヨガ」「フラワーアレンジメント」「3B体操」「アートフラワー」など、加茂地区では「ヤムナボール」「子供バスケットボール」「ちはやふる（百人一首）」「発酵料理教室」など、下津地区では「シニアヨガ」「ナチュラルヨガ」「優しいピラティス」「100トレ」など、下津防災コミュニティセンターでは「子供チアダンス」「3B体操」「リラックスヨガ」などを実施し、公民館活動の推進に努めた。

実施地区	R6 実績値				合計
	仁義地区	加茂地区	下津地区	下津防災 コミュニティセンター	
講座回数	30	214	68	132	444
参加人数	259	2,471	532	1,370	4,632

また、月1回、各地区の管理人が合同会議を行うことで情報が共有でき、サークル・教室のチラシ配布等を下津地域全体で行ったことで、各地区の教室等への参加増につながり、下津地域における公民館活動のさらなる充実に向け、一定の成果を得ることができた。

【点検・評価委員の意見】

下津地域の公民館活動は、参加人数が増加したことや、魅力的な教室等が実施され、活動が広がってきているので、引き続き参加者のニーズを捉えた活動を展開されたい。

また、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で、相互の情報共有や交流を深めることは大変重要なことであるため、両地域による合同の交流会などの実施も継続していただきたい。

【今後の方針・目標】

参加人数が増加傾向にあるので、今後も引き続き、各地区で連携を行い、参加者のニーズを踏まえた活動の充実を行うことにより、参加人数の年間目標 5,000 人の達成を目指す。また、旧海南市地域と旧下津町地域の公民館関係者で合同交流会を開催し、相互の情報共有や交流促進等に努める。

16. 青少年センター事業

【事業目的】

児童生徒の安全確保、いじめや非行の未然防止や早期解消のため、学校や家庭、地域、警察等との連携を強化し、指導、相談体制の充実を図るとともに、補導、啓発、相談、環境浄化の取組を推進する。

【事業内容】

青少年センターにおいて、青少年の非行の未然防止や早期解消のための「補導活動」、防犯や情報モラル（SNS）、非行防止等のための「啓発活動」、保護者や地域の方からの相談に対し、青少年センターの立場から提案や助言を行う「相談活動」、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止（年齢確認）についての協力を呼びかける「環境浄化活動」を行っている。

【令和6年度の成果】

- ・「補導活動」では、登校時の早朝パトロール等を205回、下校時などのパトロールを192回、夜間補導は、青少年補導委員などとともに青色回転灯装備車によるパトロールによる巡回と徒歩による巡回を組み合わせながら24回実施した。また、見守り登下校では、地域の見守り隊の方から子供達の様子を聞くとともに、直接、子供達とも交流することで、車だけの巡回では確認できなかった子供達の様子や通学路の危険箇所等の様子を把握することができた。
- ・「啓発活動」では、JRの各駅や各学校の通学路等において、関係機関や関係団体との連携による朝のあいさつ運動やスクールバス、通学タクシー・電車の見送り、夏季休業中には広報車で巡回による「夏のこどもを守る運動」の呼びかけを行った。また、各学校や地域の要望に応じ、情報モラル及び薬物乱用防止等をテーマに、市内幼・保・小・中・高等学校の子供やその保護者を対象に出前教室を実施した。特に保護者に対する啓発活動等を積極的に行うことにより、令和5年度より10回多い、33回の出前教室を開催できた。
- ・「相談活動」では、主に青少年の問題行動や不審者へ対応するため、学校と警察との中継ぎを行い、また、保護者や学校等から29件の相談を受け、青少年センターの立場から提案や助言を行った。
- ・「環境浄化活動」では、コンビニ、書店、レンタルDVD店、たばこ・酒類販売店に立入調査を行い、未成年者への酒やたばこ、成人向け雑誌等の販売禁止（年齢確認）についての協力を呼びかけるとともに、店を利用する青少年らの様子の聞き取り等を行った。

【点検・評価委員の意見】

統合後の南野上小学校区の児童の登下校については、通学路や通学方法等も変更になるので、危険箇所等を確認しながら見守りを実施していただきたい。また、情報モラル教室については、子供の学年等に応じた内容を考えながら広く進めていただきたい。さらに不審者が学校に侵入した場合の訓練等の教室を充実いただきたい。

【今後の方針・目標】

今後も引き続き、児童生徒の安全確保のため、登下校の見守り活動に努め、特に統合後の南野上小学校区の児童の登下校については、新しい通学路や通学方法等を適切に把握した上で実施する。情報モラル教室等については、児童生徒及びその保護者が、必要な情報や知識を得られるよう、内容を工夫し取り組む。また、不審者が侵入した場合の訓練については、関係機関と連携し、より実践的な訓練を実施する。

17. 文化財保護活用事業

【事業目的】

文化財を保護し活用することにより、地域の貴重な財産としての認識を高め、市民の郷土に対する愛情を育む。

【事業内容】

埋蔵文化財保護事業は、文化財保護法等の法令に基づき、遺跡や遺構などの埋蔵文化財を保護・調査することを目的とし、住宅などの開発の機会をとらえ、当該地の発掘調査、確認調査等を実施し、埋蔵文化財の記録及び報告書の作成を行っている。

文化財活用事業は、地域で保存される文化財を積極的に活用する事で、地域の歴史や文化に対する関心や文化財保護に対する意識を高めることを目的とし、土器などの埋蔵文化財を児童生徒に直接触れてもらう「学校への出前授業」の実施や、登録有形文化財の一般公開、登録有形文化財パネル展及び藤白坂道普請ウォークを行っている。

指定文化財保存整備事業は、これまで先人が守り伝えてきた地域の文化財を後世に引き継ぐことを目的とし、所有者が行う保存修理等の取組に対し支援を行っている。

【令和6年度の成果】

埋蔵文化財保護事業については、名高砦跡や宇野辺屋敷跡等において行った発掘調査や確認調査により、地域の歴史の一端を明らかにすることができた。

文化財活用事業については、「学校への出前授業」を小学校3校で実施したほか、登録有形文化財の一般公開を「山本家住宅」・「山本勝之助商店」で2回実施し、延べ42人の参加があった。また、登録有形文化財の一般公開や、教育委員会の関連施設やイベントにおいて登録有形文化財パネル展を行うなど、文化財の周知に努めた。また、「藤白坂道普請ウォーク」を開始し、令和6年度は海南高校の生徒12名のボランティアにより、路面の修復や側溝の清掃などの道普請を行っていただくとともに、参加者に対し熊野古道の案内を行った。

指定文化財保存整備事業については、各所有者により以下の工事等が行われた。

- ・ 琴ノ浦温山荘庭園(国名勝)における植栽整備や給排水路修理、擬石擬木調査など
- ・ 善福院釈迦堂(国宝)の老朽化した防災設備の改修工事
- ・ 三郷八幡神社本殿(国重要文化財)保存のための屋根工事及び塗装工事など
- ・ 和歌山藩主徳川家墓所(国記念物)における、令和5年6月大雨により被災した箇所災害復旧工事
- ・ 且来八幡神社本殿(県指定建造物)保存のための屋根工事
- ・ 福勝寺境内(県史跡)における石階段や側溝の環境整備
- ・ 登録有形文化財の保存のための必要な工事(3件)

【点検・評価委員の意見】

文化財は、市民にとっても貴重な財産であるため、イベント時における文化財のパネル展示、学校への文化財に関する出前授業、また、令和6年度から開始した藤白坂道普請ウォークなど、文化財を活用する事業を通して、地域の文化財の魅力の周知・PRのさらなる充実に努められたい。

【今後の方針・目標】

今後も引き続き、地域の文化財の適正な修繕・保存に取り組むとともに、イベント時における文化財のパネル展示、登録有形文化財の一般公開、学校への出前授業、藤白坂道普請ウォークなど、年12回以上の開催を目標に、文化財を活用した事業や魅力のPRの充実に努める。

18. 図書館運営事業(海南 nobinos 含む)

【事業目的】

図書館法等に基づき、図書、記録、その他の必要な資料を収集し、整理・保存して市民の利用に供するとともに、地域に則した図書館サービスの確立と、イベント企画・広報により図書館利用の推進を図る。

【事業内容】

公立図書館として、海南市民交流施設（愛称：海南 nobinos）内に海南図書館を、市民交流センター内に下津図書館を設置し、運営している。

海南 nobinos は、図書館機能を中心に、市民活動・生涯学習活動支援機能、子育て支援機能、広場のほか、スターバックスの出店をはじめとする飲食スペースの設置など、従来の図書館のイメージに捉われず、様々な目的を持った人が海南 nobinos に集まることによる賑わいの創出を目指しており、施設の運営は、指定管理者制度の導入により行っている。一方で、下津図書館は、オーソドックスな図書館としての運営を行うことで、海南図書館との差別化を図っており、施設の運営は、市の直営により行っている。

各図書館では、図書の貸出・返却に加え、レファレンスサービス（調べもののお手伝い）や、両館での図書の相互貸出・返却サービス、また、県立図書館や近隣公立図書館からの図書の取り寄せ及び貸出のサービス等を行っている。

また、各館独自の取組として、海南図書館は「市民交流施設」という位置付けから、カフェがあり、かつ、絵本や児童書が配架されている2階及び3階については、来館者による会話や子供が自由に遊び回ることなどを許容する運営を行っている。下津図書館は地域との連携した読書推進の取組として、希望する学校や公民館等に対し、司書が選書した図書の配送や回収を行う「団体貸出配送サービス」を行っている。

【令和6年度の成果】

海南 nobinos では、集客イベントとして、伝統技法等によるものづくり体験イベント「匠の祭典」や、防災を学びながら楽しむ出店イベント「のびきゃん」など、年間を通じて多彩なイベントを開催することによる賑わい創出に加え、図書館・カフェ・貸館・子育て支援などの各機能の相乗効果により、多くの方に来館いただき、地域における賑わいの創出に寄与することができた。（R6：613,890人）

下津図書館では、市の直営であるという強みを生かして、学校や公民館等への団体貸出配送サービスの実施に加え、「図書館薬局」「まわして本（ポン）！」等の図書貸出企画の実施などにより、読書活動の推進に寄与することができた。また、2か月に1度、保存期間切れの雑誌や新聞、内容が古い本等を提供する「リサイクル・ブックフェア」などを開催した。

【点検・評価委員の意見】

海南 nobinos では、来館者がより快適に過ごすことの出来るような運営を継続するとともに、来館者数や貸館利用者数の増加に対し、図書館貸出冊数が減少している実態を鑑み、来館者への読書推進に資する取組の実施に努められたい。

また、下津図書館では、来館者数、図書貸出冊数とも増加傾向にあることから、今後も引き続き、地域に密着した図書館としての取組の実施に努められたい。

【今後の方針・目標】

海南 nobinos、下津図書館は、それぞれの特性を活かしながら、来館者がより快適に過ごすことの出来るような運営を継続するとともに、ニーズに合った図書の購入、子供達が図書に触れる機会の提供、また、市民の読書活動の推進に資するイベント等の取組を充実させることにより、令和7年度の累計図書貸出人数 78,000 人を目指す。

19. (仮称)体験学習施設建設事業

【事業目的】

昭和 57 年に開館し、老朽化が著しい歴史民俗資料館に代わり、歴史資料等の展示・学習機能に加え、防災・体験学習機能を取り入れた複合型体験学習施設「海南市体験学習館」を、令和 8 年春に開園予定の海南市民防災公園内に整備する。

【事業内容】

海南市民防災公園は、平常時は多世代が集う居心地の良い都市公園として、大規模災害時には防災の拠点としての「二面性を持つ公園」として整備することとしており、体験学習館は、平常時には本市の歴史民俗や歴史等に関する様々な展示に加え、先端技術を駆使した体験や発掘体験などの体験型学習を提供する施設として、大規模災害時には、発災直後は一時避難場所として、その後は、他の自治体・建築士会や弁護士会など各種支援団体の執務や、文化財レスキューを実施する施設として整備する。施設の内容としては、展示室、体験学習室、そとのへや等を有する施設として整備を行い、指定管理者制度により施設の運営を行う。（ただし、展示物の企画・管理は、教育委員会が行う。）

【令和 6 年度の成果】

施設は、令和 5 年 12 月に建設工事を開始し、令和 7 年 3 月に完成した。令和 7 年度には、館内に設置する展示品の製作や、展示用什器、事務機器などの設置等を行い、令和 8 年春の開館を目指す。

また、指定管理者の選定は非公募により行い、海南市議会令和 6 年 11 月定例会において、株式会社オリエンタルコンサルタンツが指定管理者として選定された。（指定管理期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

【点検・評価委員の意見】

体験学習館では、文化財や防災に関わっての体験や学習ができる施設として整備を進めていただくとともに、開館後は、小学生の遠足利用など多くの方に施設を活用いただけるよう、周知・PR に努められたい。

【今後の方針・目標】

令和 8 年春の開館に向け、文化財や防災に関わっての体験や学習が出来る施設となるよう、関係各課と連携し整備を進めるとともに、開館後には多くの方に来館いただけるよう、魅力的な展示内容や効果的な情報発信等、開館に向けた各種準備に取り組む。

20. きのくに海南歩っとウォーク事業

【事業目的】

市民の健康の保持・増進、体力の向上及び本市の豊かな自然や歴史、文化等の魅力のPRを目的に、誰もが気軽に楽しみながら参加できるよう、ウォーキングイベントを開催する。

【事業内容】

総合体育館や海南市民交流センターを中央会場として、参加者がウォーキングを楽しみながら市の歴史や文化財、観光名所等の魅力を満喫できるよう、市内各地を巡る複数のコースを設定している。

また、コース上には、公民館・自治会など、地域の方々による様々なおもてなしポイントを設けるとともに、『海南らしさ』のPRを行い、より多くの方々に参加いただけるよう取組を進めている。

【令和6年度の成果】

令和6年度は、総合体育館を中央会場として、令和6年6月末に「ホテルルートイン」が海南駅前にオープンしたことを受け、9月23日（月・祝）に「第13回きのくに海南歩っとウォーク」を開催した。

コースは、三野上、熊野古道、亀川・巽、黒江の町並みなど、海南市内を巡る計5コースで、暑い時期での開催であることから、最長15kmの設定とし、給水ポイントを増設するなどの対応を行った。

参加者は791名で、幼児から80代まで幅広い参加があり、半数を超える方が市外からの参加者である中、スタート地点の総合体育館では、文化財のパネル展示や日本農業遺産をPRするブースを設けるなど、市内外の方に本市の魅力を広く発信できた。

また、例年、イベント参加者が楽しみにしている「おもてなし」については、公民館等のおもてなしに加え、「菓子工房アンシャンテ」、「べっちゃんさん」などにも協力していただき、店舗での人気の洋菓子やなれ寿司なども、新たに提供することができた。

その他、海南市観光協会が主催する「KAINAN ハッピーアワー」とのコラボキャンペーンも実施し、県外からの参加者もあり、新たな魅力の発信ができた。

【点検・評価委員の意見】

全国各地から参加していただいているイベントであるので、本市のアピールを積極的に行っていただきたい。また、開催時期を固定するなど、参加者が参加を計画しやすい環境づくりをするとともに、今後も事業を継続していくため、地域と連携して、各方面に呼びかけを行い、ボランティアの確保に努めていただきたい。

【今後の方針・目標】

本事業を継続して実施することにより、市民の健康の保持・増進、体力の向上並びに本市の豊かな自然や歴史・文化、地場産品等、多くの魅力を積極的にアピールする。

また、開催時期を可能な範囲で固定するなど、市内外の多くの方々に計画的に参加していただくことができる事業とするとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、関係団体等へのさらなる周知、協力依頼に努める。

III 資 料

海南市教育委員会の運営状況

1 教育長及び教育委員（令和7年9月1日 現在）

職 名	ふり 氏	がな 名
教 育 長	にし 西	はら たか ゆき 原 孝 幸
教育長職務代理者	つゆ 露	みね あき のぶ 峯 明 信
委 員	なか 中	やま よし こ 山 佳 子
委 員	いわ 岩	もと ち か 本 智 佳
委 員	くま 熊	しろ しゅう じ 代 秀 至

2 教育委員会会議について

「海南市教育委員会会議規則」に、定例会は毎月1回、臨時会は必要がある場合に開催することが定められています。令和6年度における教育委員会会議は、定例会を12回、臨時会を2回開催しました。

3 教育委員の学校訪問について

令和6年度は、前期に6日間、幼稚園5園、小学校8校、中学校5校を、後期に3日間、小学校4校、中学校2校を訪問し、各学校（園）の取組概要の聴取や授業参観等を行いました。

【前期訪問】

月 日	訪 問 校（園）	内 容
6月28日	内海幼稚園	異年齢活動の充実
		個別支援の充実
	内海小学校	I C T機器の活用による授業改善
		教職員の授業力向上に向けた研修の実施
	第三中学校	I C T機器の活用による授業改善
		生徒指導の充実
7月1日	黒江小学校	I C T機器の活用による授業改善
		英語教育の実践
	日方小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
	海南中学校	I C T機器の活用による授業改善
		生徒指導の充実

7月5日	巽幼稚園	歳児別活動の充実
		個別支援の充実
	巽小学校	I C T機器の活用による授業改善
		校内環境の整備
	巽中学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
7月8日	下津幼稚園	統合後の園内環境整備
		個別支援の充実
	下津小学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
	下津第一中学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
7月9日	大野幼稚園	歳児別活動の充実
		個別支援の充実
	大野小学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
	南野上小学校	校内環境の整備
		学校閉校に向けた環境整備
9月3日	亀川幼稚園	課題別研究指定に関する取組
		園内環境の整備
	亀川小学校	I C T機器の活用による授業改善
		校内環境の整備
	亀川中学校	I C T機器の活用による授業改善
		小学校との連携

【後期訪問】

月 日	訪 問 校 (園)	内 容
10月22日	加茂川小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
	大東小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学習環境の整備
11月18日	下津第二中学校	I C T機器の活用による授業改善
		校内環境の整備
11月26日	北野上小学校	I C T機器の活用による授業改善
		特別支援教育の充実
	中野上小学校	I C T機器の活用による授業改善
		学校統合に向けた環境整備
	東海南中学校	校内環境の整備
		生徒指導の充実

令和6年度の主な行事

○ 令和6年度体育祭・運動会	
・市立幼稚園	10月5日(土)・12日(土)・19日(土)
・市立こども園	10月12日(土)・26日(土)
・市立小学校	10月5日(土)・19日(土)
・市立中学校	9月28日(土)
○ 令和6年度卒業式・卒園式	
・市立幼稚園	3月18日(火)
・市立小学校	3月19日(水)
・市立中学校	3月6日(木)
○ 令和6年度研究大会	
・近畿・和歌山県・海草地方音楽教育研究大会	11月8日(金)
・和歌山県科学教育研究大会	11月15日(金)
・和歌山県道德教育推進事業研究発表会	11月20日(水)
・海南市立教育研究所発表会	11月27日(水)
・課題別研究発表会(幼稚園)	12月12日(木)

4 会議・研修会等への参加について

月 日	会議・研修会の名称
令和6年 4月17日	令和6年度第1回市町村教育委員会教育長会議
4月22日	令和6年度和歌山県都市教育長協議会定期総会
4月25日	近畿都市教育長協議会令和6年度第1回役員会
4月25日～4月26日	令和6年度近畿都市教育長協議会定期総会
5月31日	令和6年度和歌山県市町村教育委員会連絡協議会常任委員会
5月31日	和歌山県市町村教育委員会連絡協議会令和6年度定期総会
6月5日～6月26日	海南市議会6月定例会
6月27日	令和6年度第1回市町村教育委員会研究協議会(オンライン)
7月22日	第1回教育委員会点検・評価委員会
8月2日	第2回教育委員会点検・評価委員会
8月8日	第3回教育委員会点検・評価委員会
8月13日	近畿都市教育長協議会令和6年度第2回役員会
9月5日～9月27日	海南市議会9月定例会
10月24日～10月25日	令和6年度近畿都市教育長協議会研究協議会
11月8日	令和6年度和歌山県市町村教育委員会研修会及び 和歌山県市町村教育委員会連絡協議会研修会
11月13日	令和6年度近畿市町村教育委員会研修大会(オンライン)
11月28日～12月17日	海南市議会11月定例会
12月13日	令和6年度和歌山県立自然博物館協議会
令和7年 1月16日	令和6年度第5回市町村教育委員会研究協議会(オンライン)
2月4日	近畿都市教育長協議会令和6年度第3回役員会
2月7日	令和6年度第2回市町村教育委員会教育長会議
2月7日	令和6年度第2回和歌山県都市教育長協議会
2月27日～3月19日	海南市議会2月定例会

5 行事等への参加について

月 日	行事等の名称
令和6年 10月19日～10月20日	公民館文化祭【作品展】（南野上）
9月23日	きのくに海南歩くとウオーク(海南地域)
10月26日～10月27日	海南市下津総合文化祭 公民館文化祭【作品展】（日方）、（大野）、（亀川） （巽）、（中野上）
10月27日	公民館文化祭【作品展】（北野上）
11月2日～11月3日	公民館文化祭【作品展】（黒江）
11月4日	海南ジュニアランニングチャレンジ （紀三井寺公園補助競技場）
11月9日～11月10日	公民館文化祭【作品展】（内海）
11月16日～11月17日	公民館文化祭【作品展】（大崎）
令和7年 1月12日	二十歳を祝う会（市民交流センター）
1月13日	海南市駅伝競走大会（市街地コース）
1月18日～1月19日	海南市園児児童生徒作品展（海南保健福祉センター）
2月28日～3月2日	公民館文化祭【作品展】（塩津）
3月2日	海南市スポーツ賞表彰（海南保健福祉センター）
3月16日	方集会所まつり【作品展】（方）
3月23日	海南市公民館芸能発表会（市民交流センター）

関係法令（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第 1 項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海南市教育委員会点検・評価委員会条例

平成 25 年 3 月 22 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき海南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検・評価において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、海南市教育委員会点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会が実施する点検・評価に対し、外部の視点から検証を行い、教育委員会に意見書を提出する。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、教育委員会に意見書が提出されるときまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 9 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(海南市教育委員会点検・評価委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 4 条の規定による改正後の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は適用せず、第 4 条の規定による改正前の海南市教育委員会点検・評価委員会条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。